

東海市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第7号

東海市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和46年東海市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第14条」に改める。

第3条の表期間の欄中「1. 7. 8月」を「1月、7月、8月」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第14条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第15条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。